

大学医局と連携し、
地域医療に貢献する医師を育てます

医学生向け 奨学金制度

JCHO 玉造病院



対象者

日本国内の大学の医学部医学科に在籍する学生で
将来 JCHO 玉造病院の常勤職員として勤務を希望する方

奨学金の額

月額 30 万円

貸与期間

修業年限
(奨学生になった日の属する年度から卒業する年度までの最長6年間)
(途中の年次から応募可能です)

返還免除

貸与期間相当期間の1.5倍勤務したときは
全額返還免除(1.5年の勤務につき1年分、部分免除も可能です)

募集期間

随時受付

JCHOは 学生のキャリアを応援します

- 院長と相談のもと、**京都大学医局**に入局できます(他大学出身者でも可)。専門医取得に有利です。
- **整形外科**を希望する方を募集します。
- 初期臨床研修、専門研修を行う医療機関は、医局と相談して決定します。
- 院長と相談のもと、他の医療機関での勤務も可能です。JCHO の全国ネットワークを活かし、多様な病院で経験を積むことができます。
- 返還免除となる勤務期間は、初期臨床研修修了後15年以内に終えることとしており、ライフイベントや海外留学などで一時中断する場合は相談に応じます。

〔詳細はこちらまで〕

JCHO 玉造病院

総務企画課 奨学金担当

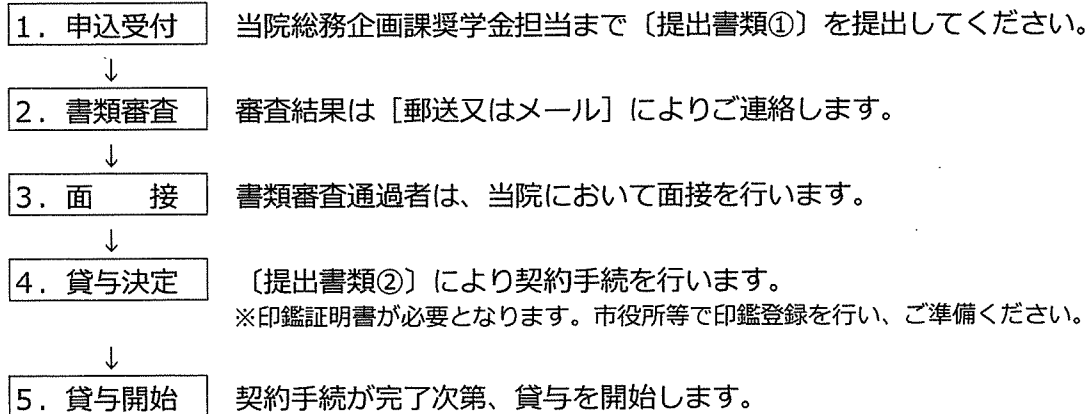
0852-62-1560

main@tamatsukuri.jcho.go.jp

【主な注意事項】・連帯保証人を立てる必要があります。
・都道府県地域枠で入学した学生は対象外

医学生奨学金制度にかかる諸手続について

◆ 申込～貸与開始までの流れ ◆



◆ 手続に必要な書類について ◆

〔提出書類①：申込時〕

- ◇ 奨学金貸与申請書（ホームページからダウンロードできます）
- ◇ 履歴書（写真貼付）
- ◇ 健康診断書（在学する学校発行のものでも可）
- ◇ 大学の合格通知の写し（在学生は大学の在学証明書）

〔提出書類②：貸与決定後〕

- ◇ 奨学生誓約書
- ◇ 奨学金貸与契約書（連帯保証人 1 名、印鑑証明書が必要）
※貸与年数・総額に応じた印紙による納税が必要です。
- ◇ 奨学金振込口座申請書

【就学中の留意事項について】

- 就学状況等の把握のため、年に 1 回程度、当院にお越しいただき面接を行います。
また、年に 1 回、就学状況に関するレポートのご提出をお願いいたします。

【返還について】

下記項目に該当する場合、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与された奨学金の全額に年 10%の利息を付した額（部分免除が適用される場合はその額を減じた額）を一括して返還しなければなりません。

（大学在学中）

- ・就学態度や成績に問題があり奨学生とすることが適当でないと判断されたとき
- ・奨学生を辞退したとき

（大学卒業後）

- ・あらかじめ指定された診療科以外を専攻したとき
- ・大学卒業後 2 年以内に医師免許を取得できなかったとき
- ・返還免除の対象となる勤務期間を満たさずに退職するとき
- ・独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則に著しい違反行為があったとき